

新海浜自主防災会 防災計画

1. 目的

この防災計画は、新海浜自主防災会の自主的な防災活動に必要な具体的事項を定めることにより、地震による災害、その他の災害による人的、物理的被害の発生およびその拡大を防止を図るものである。

2. 防災計画の事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 出火防止、初期消火に関すること。
- (2) 防災組織の編成および任務分担に関すること。
- (3) 救出救護に関すること。
- (4) 情報の収集・伝達に関すること。
- (5) 避難誘導に関すること。
- (6) 給食・給水に関すること。
- (7) 防災資機材および食料などの備蓄および管理に関すること。
- (8) 防災訓練の実施に関すること。
- (9) 防災知識の普及に関すること。

3. 出火防止、初期消火に関すること

(1) 出火防止

大地震・大災害において、各家庭の各々がまず出火を押さえることを第一優先とし、有事の際の出火防止の徹底を図るため、毎月第一日曜日を「防災の日」とし、各家庭においては、主として次ぎの事項に重点をおいて点検整備する。

ア) 火気使用設備器具および周辺の整備整頓、出火想定回避策の確認

イ) 可燃性危険物品などの地震の揺れなどにたいする防備の確認

ウ) 消火器など消火資機材の整備状況

エ) その他建物などの危険箇所の状況

自治会においては、主として次ぎの事項に重点をおいて点検整備する。

ア) 可搬式ポンプ車の整備点検

イ) 地区内消火栓の点検

ウ) 各家庭の消火器の点検

(2) 初期消火対策

地域内に火災が発生した場合、火災発生の当事者及び火災発見者はすみやかに近隣、関係機関に応援を要請するとともに初期消火を行い、初期に消火沈静化することに心がける。そのために、次の消火器材を配備する。

- ア) 可搬式動力ポンプ（現在配備中）
- イ) 消火器（これから準備するもの）
- ウ) 消化器など消火資機材の整備状況
- エ) その他建物などの危険箇所の状況

4. 防災組織の編成および任務分担に関すること。

災害発生時の初動活動を地域の総力で迅速かつ効果的に行うため、[組織図]に示す任務分担する防災組織を編成する。

5. 救出救護に関すること。

(1) 救出救護活動

建物の倒壊、落下物などにより救出・救護を要する者が生じたときは、ただちに救出救護活動を行う。また救護班は、高齢者及び独居老人、要介護者を優先して安否を確認し、必要に応じ救出救護活動を行う。

(2) 医療機関への連絡

救出救護班員は、負傷者が医師の手当を要するものであると認めたときは、次の医療機関または防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

- ア) 彦根市立病院
- イ) 豊郷病院
- ウ) 彦根中央病院

(3) 防災関係機関の出動要請

救出救護班員は、防災関係機関による救出を必要とすると認めたときは、防災関係機関の出動を要請する。

6. 情報の収集・伝達に関すること。

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるための情報収集・伝達を次により行う。

(1) 情報の収集・伝達

情報の収集は地域内及び広域の災害情報、防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民、防災関係者機関等に伝達する。

達する。

(2) 情報の収集・伝達の方法

情報の収集・伝達は、有線電話、携帯電話、テレビ、ラジオ、拡声機放送及び伝令等による。

7. 避難誘導に関すること。

火災の延焼拡大、原子力発電所事故災害など、地域住民の人命に危機が生じ、または生じるおそれがあるときは、次のとおり避難を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長の避難命令が出されたときは防災会長が必要があると認めたときは、防災会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、防災会長の避難誘導の指示に基づき、住民の避難地に誘導する。

(3) 避難路および避難場所

- ア) 当地区公園公園・自治会館
- イ) 指定避難場所

8. 給食・給水に関すること。

避難地等における給食および給水は、次のように行う。

(1) 給食の実施

給食給水班は、市から配分された、食料、地域内の家庭または米穀類販売業者から提供された食料等の配分・炊き出し等により給食活動を行う。

(2) 給水

給食給水班員は、市から提供された飲料水・水道など・または琵琶湖水を浄化し、確保した飲料水により給水活動を行う。

9. 防災資機材および食料などの備蓄および管理に関すること。

防災資機材等の備蓄および管理に関しては次のように行う。

(1) 防災資機材の配備計画

防災資機材等要項を別紙に定める。

消火栓を含む全機材は2ヶ月ごとに点検し管理する。

(2) 食料など備蓄および管理

一定期間会員の避難場所における給食・炊き出しのための食料備蓄、また必要機材をを取りそろえ保管する。

10. 防災訓練の実施に関すること。

大地震など災害の発生に備えて、情報の収集伝達・消火・避難等を迅速かつ的確に行うことができるようにするため、次のように防災訓練を実施する。

(1) 訓練の種類

訓練は個別訓練および総合訓練とする。

(2) 個別訓練の種類

個別訓練は次のとおりとする。

- ア) 情報の収集・伝達訓練
- イ) 消火訓練
- ウ) 避難訓練
- エ) 救出・救護訓練
- オ) 炊き出し・給食訓練。

(3) 総合訓練

総合訓練は、2つ以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

(4) 訓練実施計画

訓練の実施に際しては、訓練実施計画を作成し、訓練の実施要領等を明確にして実施する。

(5) 訓練の時期および回数

- ア) 訓練は。原則として、春季及び秋季の火災予防運動期間中ならびに防災の日に実施する。
- イ) 訓練は、総合訓練にあつては年1回以上、個別訓練にあつては随時実施する。

11. 防災知識の普及に関すること。

地域住民の防災意識を高揚するため、次のように防災知識の普及をおこなう。

(1) 普及事項

普及事項は次のとおりとする。

- ア) 防災組織及び防災計画に関すること。
- イ) 地震・原子力災害・火災・水災等についての知識に関すること。
- ウ) 避難訓練

ウ) 各家庭における防災上の留意事項に関すること。

エ) その他防災に関すること。

(2) 普及の方法

防災知識の普及方法は次のとおりとする。

ア) 広報誌・パンフレット・リーフレットなどの配布。

イ) 座談会・講演会・映画会等の開催

ウ) パネル等の展示

(3) 実施期間

火災予防運動期間、防災の日等防災関係行事の行われる時期に行うほか、随時実施する。

■掲載しました【新海浜自主防災会 防災計画】はいつ発生するかわからない有事に対応するため、有事の際に機能する組織と対応

